

入校、審査、退校に関する 保護者向けガイド

2025年1月



THE TEXAS LEGAL FRAMEWORK
for the Child-Centered Special Education Process

FW.ESCAPPS.NET

TEA[®]
Texas Education Agency

TEA.TEXAS.GOV/TEXASSPED

SPEDTEX
Special Education Information Center

SPEDTEX.ORG

目次

はじめに.....	2
入校、審査、退校に関する保護者向けガイド	3
幼年期介入.....	3
3歳から5歳児向けサービス（幼稚園入園前）	3
学齢期支援.....	3
介入への対応を含む、多層的支援システム.....	4
初期評価目的の照会	4
書面による事前通知	5
保護者の同意	5
評価手順.....	6
入校、審査、退校委員会（Admission, Review, and Dismissal : ARD）会議	7
適格性.....	8
個別教育プログラム（Individualized Education Program : IEP）	9
現時点での、学業成績と機能的パフォーマンスのレベル	10
年間目標.....	10
特別教育、関連サービス、ならびに提供される付加的補助とサービス.....	10
州のアセスメント	11
移籍.....	11
成人の生徒.....	12
自閉症児.....	13
聴覚障害または難聴の子供	13
盲目である、または視覚障害を持つ子供.....	13
行動介入計画（Behavioral Intervention Plan : BIP）	14
学年延長サービス（Extended School Year Services : ESY）	14
配置変更.....	14
ARD 委員会の決定.....	14
IEP の写し.....	15
IEP の審査.....	15
再評価.....	16
独立教育評価（Independent Educational Evaluation : IEE）	17
サービスの承諾の取消	17
卒業.....	17
懲戒.....	18
即決適正手続による聴聞	20
紛争解決.....	20
追加の支援.....	21

はじめに

本ガイドは、テキサス教育法（Texas Education Code）§26.0081 の要件に対応するために、テキサス教育庁（Texas Education Agency : **TEA**）が作成したものです。本ガイドは、特別教育および関連サービス対象の、ならびに適格と考えられる子供の保護者として、子供の教育に関する意思決定プロセスに完全に関与し、特別教育プロセスおよび手続上の権利や責任について理解を深めていただけるよう設計されています。

個別障害者教育法（Individuals with Disabilities Education Act of 2004 : **IDEA**）は、特別教育プロセスを管理する連邦法です。IDEA の主たる目的の1つは、障害を持つ子供が、その独自のニーズの充足、ならびに先々の教育、雇用、自立生活への準備を目的に考案されている特別教育や関連サービスを重視し、適切な無償の公教育（**FAPE**）を確実に利用できるようにすることです。特別教育とは、障害を持つ子供独自のニーズを満たす目的で特別に設計されている指導です。関連サービスとは、特別教育を支援するのに必要な特別サービスであり、これにより、子供たちは学業や機能上の目標を満たすべく進歩を遂げることができます。関連サービスには、作業療法、理学療法、言語治療、カウンセリングサービス、オリエンテーションとモビリティサービス、輸送サービスが含まれます。

IDEA に基づき、特別な教育プロセスにおけるすべての段階において、保護者の参加が重要視されています。本ガイドは、プロセス中に行われる様々な活動を説明するものです。IDEA に基づく自身の法的権利をいっそう理解することができるよう、学校には、特別教育プロセスの特定の時点で、*手続的保護措置に関する通知書（Notice of Procedural Safeguards）* ([Link: fw.escapps.net](http://fw.escapps.net)) と呼ばれる文書の写しを提供することが求められています。本文書は、年に1回以上、ならびに以下の状況が発生した場合に、提供されます。

- 子供の初期評価にあたっての照会または申請時
- 学校年における最初の州の不服申し立てを受けた時
- 学校年における適正手続による聴聞の最初の申請を受けた時
- 懲戒による配置の変更（停学、退学、教育プログラム移行）が決定された日
- 保護者自身による申請時

また、子供が特別支援教育の評価を受けるよう最初に言及された際、TEA が作成した*保護者のための特別支援教育の概要（Overview of Special Education for Parents）* という書類をお渡しいたします。

テキサス州では、特別支援教育および関連サービスを受ける資格があるかどうかや特別支援教育プログラムに関する主な決定事項は、入学・審査・退学（Admission、Review、Dismissal : **ARD**）委員会によって決定されます。また、連邦法において使用される用語ですが、このグループが個別教育プログラム（individualized education program : **IEP**）チームと呼ばれるのをご存じかもしれません。子供を対象に ARD 委員会が設置される場合、委員会の委員となっていただきます。

本ガイドは、連邦および州の特別教育要件の変更に応じ、定期的に改訂されます。印刷可能な電子版は、子供中心の特別教育プロセスの法的フレームワーク（Legal Framework for the Child-Centered Special Education Process）の第18学区教育サービスセンター（Region 18 Education Service Center）のウェブページ ([Link: fw.escapps.net](http://fw.escapps.net)) から入手できます。

特別教育プロセスには数々の日程と期日が設けられています。この発表物では、重要な日程と期日が明示されています。さらに、特別支援教育の評価に関するスケジュールについての質問に答えるためのオンラインの補足資料もご利用いただけます。*特別支援教育の初期評価（FIEE）*のスケジュールは、こちらでご覧いただけます ([Link: https://bit.ly/3V5feWG](https://bit.ly/3V5feWG))。

入校、審査、退校に関する保護者向けガイド (PARENT'S GUIDE TO THE ADMISSION, REVIEW AND DISMISSAL PROCESS)

幼年期介入

乳児および発達が遅れが見られる幼児を持つ家庭向けの支援をご利用いただけます。早期介入サービスを提供するテキサス州内の機関がテキサス健康福祉サービス委員会 (Texas Health and Human Services Commission) です。幼年向けプログラムは幼年期介入 (Early Childhood Intervention : ECI) プログラムと呼ばれます。これらのサービスは3歳未満の子供向けです。

3歳になると、障害を持つ子供は特別教育および関連サービスの対象となる場合があります。その場合、学区は、子供の3歳の誕生日までに FAPE がご利用いただけるようにする責任を負います。ECI サービスを受ける全ての子供が公立学校の提供するサービスを受ける資格があるわけではありません。そのため、ECIサービスを受けている幼児が3歳になる少なくとも90暦日前に、家族がECIサービスから特別支援教育および関連サービスに移籍できるよう、必要に応じて面談が予定されています。子供が適格である場合、特別教育および関連サービスは、子供の3歳の誕生日よりご利用いただけます。Beyond ECI は、幼年期プログラムから特別教育への移籍についての情報を含む発行物です。本出版物Beyond ECIは、こちらからご覧いただけます ([Link: bit.ly/35G7y3E](https://bit.ly/35G7y3E))。

聴覚障害または難聴、あるいは視覚障害を持ち、適格性を満たす生後から3歳までの子供たちは、公立学校から ECI と特別支援教育の両方のサービスを受ける権利があります。公立学校の特別支援教育サービスは、このような子供たちへの ECI サービスの提供を補い、調整するものです。

3歳から5歳児向けサービス (幼稚園入園前)

3歳から5歳までの適格な子供たちにも支援が提供されており、それらのサービスは幼児特別教育 (ECSE) サービスと呼ばれています。このような子供たちは、前述の通り ECI サービスを終了する3歳からサービスを受けるようになります。しかし、それ以外の子供たちは、学習や発達を心配する保護者からの要請など、他機関による照会に基づいて評価され、識別されます。ECSE サービスはさまざまな環境で提供されており、限られた状況下では、3歳と4歳の子供は、私立学校と公立学校の両方に在籍する権利が与えられます。

学齢期支援

学齢児童 (最低5歳あるいは、5歳未満の場合は幼稚園入園) の子供の学習または行動について懸念がある場合、最初のステップは、その懸念を子供の担任あるいは学校長に伝えることです。このステップが上手く行かなかった場合、キャンパスベースの学生サポートチームに照会してもらうよう学校職員に依頼してください。このチームは、子供たちが抱える学習または行動についての懸念を解消するために定期的に集まる教員やその他の職員から成るチームです。

一般教育の教室で苦戦している生徒は、まずすべての介入および支援サービスの対象とする必要があり、介入や支援を受けることなく、個別障害者教育法 (IDEA) に基づく特別教育評価へすぐに回すべきではありません。生徒が一般教育の教室で介入や支援サービスを受けても引き続き困難を抱えている場合、またはそれらの介入や支援サービスのみでは生徒のニーズに対応できない場合、あるいは学校がいつでも障害の可能性や特別支援教育および関連サービスの必要性を疑う、または疑う理由がある場合、学校はIDEAに基づく

包括的な個別の初期評価を実施するために生徒を推薦しなければなりません。生徒は、個別および初期評価のために照会が行われる前に、特定期間にわたって介入やサポートサービスを受ける必要はありません。完全な個別および初期評価の照会や要求は、学校職員、生徒の両親または法定後見人、あるいは学生の教育や世話に関与する別の人がいつでも行うことができます。

介入への対応を含む、多層的支援システム (Multi-Tiered System of Supports, Including Response to Intervention)

各学校は、学業面および非学業面の支援（行動支援など）を含む介入および支援サービスに関して、多層的支援システム（MTSS）を運用しなければなりません。介入への対応（RtI）は、多くの学校がMTSSの中で採用しているアプローチです。RtIアプローチの基本要素とは、一般教育のクラスルームにおける、科学的な研究ベースの指導と介入の提供、教育介入への反応における子供の進展の監視と測定、ならびに教育上の意思決定を行う目的でのこうした進展評価の活用です。

RtIのアプローチは、MTSSの一環として、各レベルまたはティアが段階的に強化された介入を表すものです。子供に提供される介入は、その子供が十分な進展を遂げるまで、進展の監視結果に基づいて持続的に調節されます。リサーチで示唆されるように、合理的な時間内に、初期介入に反応しない子供は、より集中的な介入を勧められます。多くの場合、学校は6週間の介入により、次のステップを決定するのに十分なデータを得ることができます（たとえば、介入を継続する、介入を強化する、評価を参照する）。意思決定にあたっての時間枠は、介入の頻度/期間と対象となるスキルによって異なります。

子供は、特別教育への照会が行われるまで、RtIシステムの各階層に進む必要はありません。一般教育介入が十分でないことが明らかになった場合、学校職員は、子供が障害を抱えているのではないかと疑い、照会を開始しなければなりません。一般的な教育介入が十分であるかどうかを判断する際の重要な考慮事項には、介入歴と生徒の進歩監視データ（現在の進歩率と達成ギャップを埋めるための動き）のレビューが含まれます。保護者は、子供がRtIシステムを通じて介入を受けているかどうかによらず、いつでも照会を要求できます。RtI戦略は、IDEAに基づく障害の疑いのある子供についてのタイムリーな評価を遅らせたり拒否したりするために使用するものではありません。RtIプロセスについての詳細情報：[（Link: bit.ly/3nDMTDu）](http://bit.ly/3nDMTDu)

初期評価目的の照会

学校は、子供が障害を抱えているのではないかと疑い、ならびにIDEAに基づく特別教育および関連サービスへのニーズを有するのではないかと疑い、ならびに明瞭ではない場合、保護者からの同意を求めた上で、特別教育および関連サービス目的の初期評価の照会を行う積極的な義務を負います。また、いつでも子供の初期評価の照会を行うことができます。

特別支援教育の適格性に関する初回評価を実施するよう、地方教育機関（LEA）の特別支援教育サービスの責任者や、校長などの地区管理職員に書面で依頼した場合、学校はその依頼を受けた日から15校日以内に、以下のいずれかを提供しなければなりません。1) 評価を実施する提案に関する事前書面通知、手続的保護措置に関する通知書（Notice of Procedural Safeguards）[（Link: fw.escapps.net）](http://fw.escapps.net)、TEAが作成した保護者のための特別支援教育の概要、および評価に対する書面による同意を提供する機会。2) 子供の評価を拒否する事前書面通知、手続的保護措置に関する通知書（Notice of Procedural Safeguards）[（Link: fw.escapps.net）](http://fw.escapps.net)、およびTEAが作成した保護者のための特別支援教育の概要、TEAが作成した保護者のための特別支援教育フォームのコピー。学校が評価のための他機関による紹介を開始した場合、学校は保護者にこの情報も提供しなければなりません。

特別教育評価の申請は口頭で行うことができ、必ずしも書面で行う必要はありません。地区およびチャータースクール (charter schools) は、依然として、あらゆる連邦通知要件、ならびに、障害を抱えていることおよび特別教育に対するニーズを持っていることが疑われる子供の特定、配置、評価にあたっての要件を順守する必要があります。口頭での要求に対応するための特定のタイムライン要件はありませんが、学校は上記と同じ15日間のタイムラインに従うことを推奨しています。

書面による事前通知

IDEA に基づく保護者の権利の1つは、学校が実際に措置を講じるか、措置を講じることを拒否する前に、子供に関する特定の措置について、書面による事前通知を受けることです。具体的には、学校は、以下の際、保護者の母国語またはその他のコミュニケーション手段で書面による事前通知を提供する必要があります。

- 特定、評価、教育プログラムあるいは配置変更（停学、退学）、もしくは子供への FAPE の提供（特別教育や関連サービスの継続提供に対する同意の取消に伴う変更を含みます）の実施または変更についての提案時
- 特定、評価、教育プログラム、あるいは、配置変更（停学、退学）、もしくは子供への FAPE の提供の実施または変更についての却下時

学校は、保護者がより短い時間枠に同意しない限り、提案または却下する措置について、少なくとも5通学日前までに書面による通知を提供する必要があります。学校は、保護者が変更同意しているか、または変更を要請しているかによらず、事前の書面による通知を提供する必要があります。

事前の書面による通知には、次の情報を盛り込む必要があります。

- (1) 学校によって提案または拒否された措置についての説明
- (2) 学校が行動を提案または拒否する理由についての説明
- (3) 提案または拒否された措置として用いられた学校の各評価手順、アセスメント、記録、または報告についての説明
- (4) 障害を持つ子供の親が、この手続の保護措置の下で保護されているという声明、およびこの通知が評価のための初期の照会ではない場合、手続上の保護措置の説明書の写しを取得することのできる手段
- (5) 特殊教育要件を理解するための支援を得るために保護者が連絡することのできる情報源
- (6) ARD 委員会が検討した他のオプションの説明、およびそれらのオプションが拒否された理由
- (7) 学校の提案または拒否に関連するその他の要因についての説明

保護者の同意

特別教育プロセスには、保護者による承諾を得ない限り実施することができない一定の活動が含まれています。学校は、提案された活動の説明を含め、良い意思決定を行うことができるよう、必要なすべての情報を十分に通知する必要があります。

そうした情報は、保護者の母国語または他のコミュニケーション手段で提供されるものとします（この方法で情報を提供することが明らかに実行可能でない場合を除きます）。開示される記録がある場合、学校は、対象の記録および開示対象の一覧が明示される必要があります。

承諾を与えることで、承諾を求められる対象の活動を学校が実施するのを書面にて理解し、同意したと見なされます。承諾は任意であり、活動が行われる前であればいつでも取消可能であることを理解しておくことが大切です。しかし、活動について承諾を取り消しても、それは過去にさかのぼって適用されません。

以下は、保護者の承諾を必要とする活動例です。

- 子供の初期評価
- 3年に1回の子供についての再評価、またはより多くの情報が必要な場合は、さらなる再評価、保護者、または子供の教師による再評価の要求
- 初回の特別教育および関連サービスの提供
- 会議がカリキュラムまたは関連サービスのメンバーの領域の変更や協議を伴う場合における、ARD 委員会の委員によるARD 委員会への出席の免除
- 二次移籍サービス (secondary transition services) の提供または支払に責任を負うと考えられる関与機関の代表者の招待。

評価手順

保護者が包括的かつ個別の評価 (FIEE) に同意した場合、学校は実施する評価手続について、書面による事前通知 (Prior Written Notice) を提供しなければなりません。学校は、保護者が提供する情報を含む、子供の機能的、発達のおよび学術的情報を収集するために、さまざまなアセスメントツールと戦略を使用する必要があります。学校は、障害があるかどうかを判断し、適切な教育プログラムを決定するための唯一の基準として、測定またはアセスメントを使用することはできません。学校は、子供が障害を持っているかどうかを判断し、教育的ニーズを決定するために、疑わしい障害に関連するすべての分野で子供の評価を行わなければなりません。評価プロセスは以下の条件を満たす必要があります。

- 子供の学習・発達・機能面のパフォーマンスに関する情報が含まれている
- アセスメントは、試験作成者の指示に従い、適切な訓練を受けた知識のある職員によって実施され、アセスメントが有効かつ信頼できる目的のために実施される
- 子供の母語または他のコミュニケーション手段で実施されること、ただし、それが明らかに実施不可能である場合を除く
- 子供の文化的背景、人種、または障害に関係なく、偏見を伴わない、あるいは子供を差別することのないように提供される

評価に関与する訓練を受けた知識豊富な職員は、疑われる障害の種類によって異なります。失読症または関連する障害が疑われる場合、読解プロセス、失読症および関連障害、ならびに失読症の指導に関する専門知識を持つ者が評価に関与します。加えて、評価には、テキサス州教育委員会のディスレクシアハンドブック (Texas State Board of Education's Dyslexia Handbook) ([Link: https://bit.ly/3Z5uXrt](https://bit.ly/3Z5uXrt)) および19テキサス行政規則 (19 Texas Administrative Code : TAC) §74.28 ([Link: https://bit.ly/3YQcWMe](https://bit.ly/3YQcWMe)) で求められる領域が含まれなければなりません。

初回評価およびその結果報告書は、学校が保護者の書面による同意を受けた日から起算して45校日以内に完了しなければなりません。ただし、子供が評価期間中に3校日以上欠席した場合、評価期間は子供の欠席した校日数と同じ日数分延長されます。学校は、評価が完了した後、可能な限り速やかに、ただし、子供の初回 ARD 委員会会議の5校日前までには、評価報告書のコピーを無償で提供しなければなりません。

子供が学校年度の9月1日時点で5歳未満であり、公立学校に未就学の場合、または年齢に関係なく、私立学校に就学している、あるいはホームスクーリングという学習形式を行っている場合、初期評価および結果報告は、学校が保護者から書面による承諾を受けた日から45通学日以内に完了しなければなりません。

45日間の学校日数という規定には例外があります。学校が初回評価のための同意を、学年度の最終授業日の少なくとも35校日前から45校日前までの間に受け取った場合、書面による評価報告書はその年の6月30日までに完成し、提供される必要があります。ただし、子供が評価期間中、3日以上にわたって欠席する場合、6月30日の期日は適用されなくなります。その代わりに、一般的な45通学日という期日および3日以上欠席日数分の延長が適用となります。学校が初回評価のための同意を、学年度の最終授業日の35校日前より後に受け取った場合、通常の45校日以内の評価期間が適用され、評価期間中に3日以上欠席した場合は、その欠席日数分だけ評価期間が延長されます。

初期評価に承諾しない場合、学校は、調停の申請または適正手続による聴聞の申請によって、評価を進めることができます（ただし、評価を進めるのは義務ではありません）。学校は、評価を進めないことを決定する場合でも、特別教育および関連サービスを必要とする、障害を持つ全ての子供の特定、配置、評価にあたっての、IDEAに基づく要件の違反にはあたりません。この要件は学校の child find duty（子供の発見義務）と呼ばれます。

入校、審査、退校委員会（Admission, Review, and Dismissal（ARD）Committee Meetings）会議

初回評価報告書の完了日から30暦日以内に、ARD 委員会を招集し、報告書を検討して、子供が特別教育および関連サービスの対象となるかどうかを判断する必要があります。ARD 委員会の委員には以下が含まれます。

- 保護者
- 子供の IEP の一部の実施に責任を負う（可能な場合）1人以上の正規教育教師
- 子供の1人以上の特別教育担当教師または担当者
- 学校の代表者
- 評価結果の指導上の意味を解釈することのできる人
- 子供について熟知している、または特別な知識を持っており、保護者または学校から招待されているその他の個人
- 当事者の子供（適切な場合）
- 適切な範囲で、保護者による書面による承諾を得た場合、または、その子供の書面による承諾を得た場合（子供が18歳以上の場合）、移籍サービスの提供あるいは支払いに責任があると考えられる関与機関の代表者
- 子供のキャリアまたは技術専門教育における初期あるいは継続的配置が検討されている場合、キャリアまたは技術専門教育の代表者（教師が望ましい）
- 子供が萌芽的バイリンガルと認定されている場合、語学能力アセスメント委員会（language proficiency assessment committee）の専門職員

さらに、ARD 委員会には、該当する場合、以下も含まれます。

- 子供が聴覚障害または難聴であると疑われている、あるいはそのように立証されている場合、聴覚障害や難聴の生徒向けの教育において認証を受けている教師
- 子供が視覚障害を持つと疑われている、またはそのように立証されている場合、視覚障害を持つ生徒向けの教育において認証を受けている教師
- 子供が視聴覚障害者であると疑われている、またはそのように立証されている場合、視覚障害を持つ生徒向けの教育において認証を受けている教師、ならびに聴覚障害や難聴の生徒向けの教育において認証を受けている教師
- 学生がディスレクシアの疑いがある、または識別されている場合、TEC §29.0031 (b) および19 TAC §74.28（ディスレクシアハンドブックを含む）の要件を満たす専門家

学校は、子供を対象とする各ARD 委員会会議に保護者を招待し、片方または両方の親が参加するよう全力を尽くすべきとします。会議についての書面による通知は、より短い時間枠に合意しない限り、会議の5通学日前までに提供される必要があります。書面による通知には、会議の目的、時刻、場所および参加予定者一覧が明示される必要があります。英語を話すことができない場合、学校は、明らかに実行不可能でない限り、保護者の母国語による通知を発する必要があります。母国語が書き言葉でない場合、学校は、理解することができるよう、通知の内容が口頭またはその他の手段に翻訳されているように徹底するための措置を講じることとします。

ARD 委員会は、保護者と学校が合意ですることのできる日時と場所にて行われるべきとします。学校側が提案する日時が保護者にとって都合が良くない場合、学校は合理的な努力を行い、保護者の都合の良い日時を見つけることとします。どちらの親も会議に出席できない場合、電話またはビデオ会議などの代替手段にて出席することができます。学校は、出席すべく保護者を納得させることができない場合、保護者抜きで会議を実施することができます。

ARD 委員会の委員は、自身のカリキュラムまたは関連サービス領域が会議の中で修正あるいは協議されていないことを理由に、自らの出席が必要でない場合、ARD 委員会会議の全部もしくは一部の参加が免除されることがあります。そうした免除については書面での同意が必要です。

ARD 委員会の委員は、会議に自身の領域のカリキュラムまたは関連サービスの修正あるいは協議が伴わず、保護者と学校が書面で免除について承諾し、かつ、出席免除対象の委員が会議に先だって IEP の進展に対する所見を文書で提出している限り、ARD 委員会会議への出席が免除されることがあります。

適格性

子供が特別教育および関連サービスの適格者かどうか判定するうえで2つのパートから成るテストがあります。

(1) 子供は IDEA において障害者とされ、かつ (2) 障害の結果として、子供が特別教育および関連サービスにて教育を享受することが必要。2部構成の適格性テストの前半を満たすには、別段の指定のない限り、3～21歳の子供が以下に一覧されている障害者カテゴリーの1つ以上について基準を満たす必要があります。

- 自閉症
- (生まれつき～21歳まで) 聴覚障害または難聴
- (生まれつき～21歳まで) 視聴覚障害
- 情緒障害
- 知的障害
- 複合障害
- 非カテゴリー幼年期 (3～5歳) *
- 発達遅延 (3歳から9歳) **
- 肢体不自由
- その他の健康障害
- 特定の学習障害
- 言語障害
- 外傷性脳損傷
- 視覚障害 (生まれつき～21歳まで)

*2025-2026年度の学校年度から、非カテゴリー型幼児教育は使用されなくなります。

**発達遅延による適格性は、2024-2025年度から適用される可能性があります。

ARD 委員会は、初期評価報告の完了日から30暦日以内に、適格性判定を行う必要があります。30暦日目が夏期の学校休暇中にあたる場合、ARD 委員会は、初期評価から、子供が夏期中に学年延長（**ESY**）サービスを必要とすることが示唆されない限り、初期の適格性判定、IEP、配置変更についての決定を、秋期の授業15日までに最終的に決定する必要があります。ESY サービスが必要と判断された場合、評価報告書の完成後、できるだけ早く ARD 委員会を開催しなければなりません。

学習面で困難を経験しているすべての生徒が特別教育および関連サービスの適格者というわけではありません。子供が主に適切な読解または数学の指導の不足、または英語能力が限られていることが原因で苦戦している場合、子供は IDEA の下で障害のある児童と判断されてはなりません。評価の結果、子供に障害がないと判断された場合、校内の学業および行動支援の多層的支援システム（**MTSS**）チームが会合を開き、子供を支援するための一般教育内の他のサービスやプログラムを推奨することがあります。

評価から、子供に障害があることが明らかになると、ARD 委員会は、子供が教育を享受できるよう特別教育および関連サービスを必要としているかどうかを検証し、一般教育カリキュラム（すなわち、障害のない子供と同じカリキュラム）サービスに関与し、進歩するために、2部構成の適格性テストの後半を満たすかどうか判断すべきです。

サービス初期提供（Initial Provision of Services）

子供が特別教育および関連サービスの適格者である場合、学校には、最も制約の少ない環境下での **FAPE** 提供が求められます。このことは、ARD 委員会による IEP 開発および学校による IEP 実施によって成就されます。ただし、学校は、初期の特別教育および関連サービスを提供できるようになる前に、保護者からサービスに対する承諾を得る必要があります。学校は合理的な努力を講じ、初期のサービス提供にあたっての保護者の同意を得る必要があります。初期のサービス提供に承諾しない場合、学校は、仲裁の依頼または適正手続による聴聞の申請によって、保護者によるサービス承諾拒否を覆すことはできません。承諾しない限り、特別教育および関連サービスは一切提供されません。保護者が同意を拒否する、または特別教育および関連サービスの初期の提供に対する同意の要請に応答しない場合は、このような保護者の子供に **FAPE** を利用できるようにする義務に対し、学校が違反しているとはみなされません。

個別教育プログラム（Individualized Education Program : IEP）

IEP の主要な構成要素の例。

- 子供の現時点での、学業成績と機能的パフォーマンスのレベル（**PLAAFP**）
- 計測可能な年間目標（学習成績や機能敵パフォーマンス目標を含む）
- 特別教育・関連サービス・提供される付加的補助とサービスについての説明
- 子供が州および地区全体のアセスメントにどのように参加するかに関する情報、ならびに子供がアセスメントを受けるために必要な個別の適切な配慮事項、および通常の州全体のアセスメントの代わりに代替アセスメントを受ける必要があるかどうか、また代替アセスメントが子供にとって適切である理由の記載
- 適時年齢での移籍サービス
- 必要と判断される場合、一定の障害・ニーズまたは状況を抱える子供を対象に解消されるべきその他の考慮されるべき領域

TEA が開発しているモデル IEP フォーム：[（Link: bit.ly/3smMLMe）](https://bit.ly/3smMLMe)。子供の学校は、このモデルフォームを使用することがあります。

IEP の開発において、以下をはじめ、ARD 委員会が考慮すべきいくつかの事項があります。

- 子供の長所
- 子供の教育を強化することに関しての保護者の懸念
- 子供の直近の評価の結果
- 子供の学業・発達・機能上のニーズ

加えて、ARD 委員会は、以下のように、一部の子供を対象とする特別因子に対応する必要があります。

- ポジティブな行動介入やサポートおよびその他の戦略の使用による、子供の行動が学習を妨げる際の行動の解決の検討
- 萌芽的バイリンガルとして適格である場合に、その IEP に関する子供の語学ニーズの検討、子供が盲目である、あるいは視覚障害者である場合に、点字または点字の使用の指導が不十分であると委員会が判定しない限り、点字および点字の使用の指導の提供
- 障害のある子供、ならびに聴覚障害または難聴である子供のコミュニケーションのニーズの検討、子供の語学とコミュニケーションのニーズ、子供の言語・コミュニケーション手段・学業レベルにおけるあらゆるニーズ、同級生や専門職員との直接コミュニケーションの機会（子供の言語やコミュニケーション手段での直接指導の機会を含む）の検討
- 子供が支援技術デバイスやサービスを必要とする障害を有しているかについての検討
- ディスレクシアと認定され、ディスレクシア指導を必要とする生徒については、該当する場合、ディスレクシアハンドブックで求められる要素を含める

現時点での、学業成績と機能的パフォーマンスのレベル

IEP には子供の PLAAFP の声明が含まれている必要があります。この声明では、障害がどのように一般カリキュラムへの関与および一般カリキュラムへの進展にどのように影響を及ぼすかを含める必要があります。子供が未就学児の場合、声明は、障害がどのように年齢相応の活動に影響を及ぼしているかを説明する必要があります。

年間目標

IEP には、子供が学問および機能目標を含む一般カリキュラムに係る関与と進展を果たすことができるよう、障害の結果としての子供のニーズを満たすことを念頭に入れた測定可能な目標が組み込まれていることが不可欠です。さらに、こうした目標は子供の障害に起因するその他の教育ニーズも満たすべきです。IEP は、年間目標に対する子供の進展がどのように測定されるか、ならびに進展報告が提供されるタイミングを詳述する必要があります。

特別教育、関連サービス、ならびに提供される付加的補助とサービス

ARD 委員会は、以下のためにどのようなサービスが必要か判断します。

- 子供が年間目標を達成するために適切に進展を遂げるのを可能にする
- 課外および非学業活動への参加を含む一般カリキュラムに参加および進展を遂げる
- 障害のない子供とともに教育を受け、参加する

IEP には、子供のために、または子供に代わって提供される必要な特別教育、関連サービス、補足的補助やサービスについての声明が含まれる必要があります。こうしたサービスは、実施可能な範囲で同業者により

審査されたりサーチに基づく必要があります。

加えて、IEP には、必要なプログラムの変更、ならびに提供される学校職員向けのサポートについての声明が含まれるべきとします。さらに、IEP には、予定のサービスおよび変更の開始日、そうしたサービスや変更についての、予測される頻度、場所、期間も明示される必要があります。

州のアセスメント

連邦法に基づき、学校が、子供に州の学習コンテンツ標準を指導するうえで成功しているかを判定するために、州のアセスメントを全ての子供を対象に実施する必要があります。テキサス州では、学習コンテンツ標準は、Texas Essential Knowledge and Skills (テキサス州必須知識とスキル) と呼ばれており、bit.ly/3bFeuSK ウェブサイトでご確認いただけます。特別教育および関連サービスを受ける子供は、定期的なアセスメント、または代替の学業成績基準に適合する、最も深刻な認知障害のある子供に対する代替のアセスメントのいずれかの適切な州のアセスメントを受けます。子供が定期的なアセスメントを受けるか代替アセスメントを受けるかに関係なく、アセスメントは、州の学術コンテンツ基準に適合しており、子供の IEP にて示されるように、必要に応じて州および地区全体のアセスメントについて適切な対応を受ける必要があります。

ARD 委員会が、子供がアセスメントに参加するにあたって便宜が必要であると判断する場合、IEP には、かかるべき便宜についての声明を含める必要があります。便宜についての情報：[Link: bit.ly/3sq2vht](https://bit.ly/3sq2vht)。

ARD 委員会が、特定の州または地区全体のアセスメントではなく代替アセスメントを受ける必要があると判断した場合、IEP には、なぜ通常のアセスメントに参加できないのか、なぜ選択された代替アセスメントがその子に適しているのかについての記述を含める必要があります。この場合、TEA が作成した代替アセスメント参加フォームが、子供の IEP の一部として含まれることになります。加えて、子供が代替のアセスメントを受けている場合、子供の IEP にはベンチマークまたは短期目標も含める必要があります。ベンチマークまたは短期目標は、代替の学業成績基準に適合する代替のアセスメントを受けている最も深刻な認知障害のある生徒にのみ必要です。

移籍

IDEA および州法は、年齢の高い生徒向けの IEP が移籍サービスに対処することを要求します。移籍サービスとは、子供が学校から卒業後活動に移籍するのを支援するよう考案されている調整された活動群です。ただし、移籍サービス開始の年齢は、連邦および州法に基づき、一定ではありません。そのため、19 TAC §89.1055 に基づくコミッショナー規則では、連邦および州の移籍サービスの提供を、学生が14歳になる際に有効となる最初のIEPから開始することが求められています。したがって、学生が14歳になる際に有効となる最初の IEP までに、ARD 委員会は以下の事項を検討し、適切であれば IEP に盛り込む必要があります。

- (1) 生徒の公立学校システム外への生活への移籍にあたっての適切な生徒関与
- (2) 生徒の保護者、ならびに以下によって参加を勧められたその他の人による生徒の移籍への適切な関与：
 - a. 生徒の保護者
 - b. 生徒在籍する学校のある学区
- (3) 高等教育レベルの課程に対する準備を含む、適切な高等教育後の教育オプション
- (4) 適切な機能職業評価
- (5) 生徒またはその保護者をサービスあるいは公益目的で政府機関に照会するのを促進する適切な環境（生徒が利用できる公益のために、生徒をウェイティングリストに登録するための、政府機関

への照会を含む)

(6) 以下に係る、適切な使用と利用可能性：

- a. 付加的補助、サービス、カリキュラム、ならびに生徒の意思決定スキルの開発を補助するその他の機会
- b. 支援型の意思決定合意を含む、生徒の自律性や自決を養うためのサポートとサービス

学生が14歳になる際に有効となる最初の IEP までに、または ARD 委員会が適切と判断した場合はそれ以前に、IEP には以下を含める必要があります。

1. 年齢に適した移籍アセスメントに基づく、訓練、教育、雇用、および適切な場合には自立生活スキルに関する適切で測定可能な卒業目標
2. 卒業目標の達成を支援するために必要な、学習課程を含む移籍サービス

学生が 18 歳になる時点で有効となる最初の IEP から、ARD 委員会は以下の事項を検討し、適切であれば IEP に反映しなければなりません。

1. 保護者またはその他の関係者が以下の条件を満たす場合、学生の移籍および将来への関与：
 - a. 生徒、または生徒在籍する学校のある学区によって参加を勧められている
 - b. 支援型の意思決定合意に基づく参加にあたって、生徒の承諾を得ている
2. その移籍目的や目標と一致した、高等教育または訓練、競争の激しい統合雇用、あるいは自立した生活のための準備を行うコミュニティ設定や環境を含む、年齢相応の指導環境の利用可能性

移籍サービスおよび高等教育目標について協議される際、子供はARD 委員会会議に参加する必要があります。子供が会議に出席しない場合、ARD 委員会は、子供の好みや興味が考慮されるように、他の措置を講じる必要があります。また、子供が14歳以上18歳未満の場合、ARD 委員会は、保護者、ならびに保護者と学校によって参加が招かれるその他の人による、生徒の移籍への関与を検討する必要があります。加えて、可能な範囲で、学校は、保護者による書面による承諾を得て、または、成人である生徒の書面による承諾を得て、移籍サービスの管轄あるいは支払いに責任があると考えられる関与機関の代表者を招く必要があります。

成人の生徒

子供は、18歳の誕生日に、成人の生徒となります。成人の生徒には、法に基づいて無能力と判定されない限り、自らで意思決定を行うことができます。子供が18歳になる1年以上前に開かれる ARD 委員会会議にて、子供には、教育上の意思決定を行う権利が保護者から本人に譲渡されることを知らされます。子供の IEP には、保護者と子供に権利の譲渡について知らされたことを立証する声明が含まれる必要があります。さらに、親権や後見の代替について共有される情報およびリソース、ならびに自立生活を補助する目的のその他のサービスやサポートに関して共有される情報を明示する声明も含める必要があります。

保護者の権利が子供である成人の生徒に譲渡される場合、保護者と成人である生徒は双方とも、以降、必要なあらゆる通知を受け取ります。しかし、ARD 委員会会議の通知は、保護者に会議に参加するよう招待するものではありません。子供である成人の生徒が保護者を招くか、または保護者を招く許可を学校に付与する場合にのみ、会議に参加することができます。

自閉症児（Children with Autism）

自閉症のある子供の場合、19 TAC §89.1055 (g) に基づき、少なくとも年に一度、同年代の研究に基づいた教育プログラムの実践に可能な限り従い、11の戦略を検討する必要があります。必要に応じ、こうした戦略は IEP にて対応される必要があります。必要でない場合、IEP には、その趣旨、ならびに決定が下された際の根拠についての声明が組み入れられる必要があります。

ARD 委員会が勘案すべきその他の戦略：

- 拡張教育プログラミング（Extended educational programming）
- 最小限の非構造化時間と学習活動への積極的な参加を反映した日々のスケジュール
- 社内およびコミュニティベースの訓練、または実行可能な代替手段
- ポジティブな行動サポート戦略
- 将来の計画
- 保護者/家族訓練およびサポート
- 特定された活動に最適なスタッフと子供の比率
- コミュニケーション介入
- 社交スキルサポートおよび戦略
- 専門教育者/スタッフサポート
- 同業者により審査されたリサーチベースの慣行に立脚した指導戦略

聴覚障害または難聴の子供

聴覚障害または難聴の子供については、ARD 委員会は以下の点で子供のことを勘案する必要があります。

- 言語とコミュニケーションのニーズ
- 子供の言語およびコミュニケーション手段による同級生や専門職員と直接のコミュニケーションを図る機会
- 学業レベル
- 子供の言語およびコミュニケーション手段による直接のコミュニケーションを図る機会を含む、子供のあらゆるニーズ

盲目である、または視覚障害を持つ子供

法の下において、盲目である、または視覚障害を持つ子供については、ARD 委員会は、点字が子供の適切な識字伝達手段でないと判断および立証しない限り、点字ならびにその使用を、子供の IEP 指導に組み入れる必要があります。ARD 委員会の決定は、子供の適切な識字伝達手段と識字スキルの評価、ならびに現在および将来の指導ニーズに立脚すべきです。

法の下において、盲目である、または視覚障害を持つ子供については、ARD 委員会は次についての子供のニーズを勘案する必要があります。

- 点字や概念開発などの代償機能、および残りのカリキュラムにアクセスするために必要なその他のスキル
- オリエンテーションとモビリティサービスの指示
- 社交スキル
- キャリアプランニング
- 支援技術（光学装置を含む）
- 自立生活スキル

- レクリエーションとレジャー環境
- 自己決定
- 感覚効率

行動介入計画（Behavioral Intervention Plan : BIP）

ARD 委員会が、行動改善計画または行動介入計画（BIP）が子供に相応しいと判断する場合、係る計画は子供の IEP の一部として組み込まれ、子供の教育を管轄する各教師に提供される必要があります。

学年延長サービス（Extended School Year Services : ESY）

ARD 委員会は、毎年の IEP レビューにおいて、子供が ESY サービスの対象となるかどうかを検討する必要があります。ESY サービスの必要性は、学区および保護者が収集したデータを基に、正式および非正式なアセスメントを利用して文書化する必要があります。子供が ESY サービスの対象となるのは、現在の IEP の目標および目的で扱われている重要な領域の1つ以上において、これまでに獲得した進歩を示していたにもかかわらず、深刻または重大な退行を示している、または合理的に予測される場合であり、その退行が合理的な期間内に回復できないと判断される場合です。*深刻または重大な退行*とは、ESY サービスが提供されない場合に、子供が1つ以上の重要な IEP 領域でこれまでに獲得した進歩を維持できなくなる、または維持できないと予測されることを意味します。

ARD 委員会が子供に ESY サービスが必要であると判断した場合、IEP には ESY サービスで対応する領域を明記する必要があります。ARD 委員会は、子供の年間 IEP レビュー会議において、ESY サービスの必要性について議論する必要があります。

配置変更

IDEA は、障害を持つ子供が最も制約の少ない環境下で教育を受けることを要求します。すなわち、子供は、適切な最大限の範囲で、障害を持たない子供とともに教育を受けるべきということです。一般教育環境からの子供の除外は、障害の性質または重度を理由に、付加的補助やサービスの利用を伴う一般教育の授業での教育を十分に実現できない場合に限り許されます。

*補助的支援およびサービス*とは、障害のある子供が障害のない子供と可能な限り一緒に教育を受けられるようにするために、一般教育の授業、その他の教育関連の環境、課外活動や非学業的な環境で提供される支援、サービス、およびその他のサポートを指します。

特別教育プロセスの中核部分には、子供の IEP 実施にあたっての適切な配置変更の決定が伴います。配置変更とは、障害を持つ子供に用意されている、一連の配置オプション（一般教育クラス、特別クラス、特別学校、宿題や課題、病院や機関での指導）に沿う項目のことです。そして、配置変更は、サービスが実施される具体的な物理的場所または現場を指しません。ARD 委員会は、子供の IEP に基づいて教育的配置変更を決定します。

ARD 委員会の決定

IEP の必須要素に関するARD 委員会の決定は、可能な限り、委員の相互合意によって行われるべきとします。この相互合意はコンセンサスと呼ばれます。ARD 委員会はコンセンサスに向けて取り組むべきですが、学校は、FAPE を受けるにあたって子供が必要とするサービスをIEP が確実に組み入れるようにする

責任を負います。過半数の投票に基づいて ARD 委員会の決定を下すのは適切ではありません。IEP は、保護者と管理者が ARD 委員会の決定に賛成かどうかを明示すべきとします。

保護者と学校に別の合意事項がなければ、ARD 委員会の決定に賛成しない場合、10通学日以内の期間で委員会の休会を求める1回限りの機会が与えられます。休会および再招集の提案を受諾する場合、ARD 委員会は、合意した日時と場所にて会議の再招集日程を計画する必要があります。ただし、そのような子供がキャンパスにいて、他の子供や他の人に身体的危害が及ぶ危険性がある場合、または子供が退学処分の対象となるような犯罪を行った場合、または懲戒的な代替教育プログラムに入れられる可能性のある犯罪を行った場合は、たとえ ARD 委員会の決定に同意できなくても、ARD 委員会を休会して再開する必要はありません。

休会中、委員たちは代替措置の検討、追加情報の収集、さらなる証拠文書の作成、付加的なりソースの入手など、ARD 委員会が相互合意に達するうえで有用となるような行動をする必要があります。ARD 委員会が再招集され、かつ、依然として保護者が賛成できない場合、そうした不賛成が承諾を必要とするサービスの初期提供を伴わない限り、学校は、子供に適切であると判断した IEP を実施する必要があります。

相互合意が得られない場合、その根拠についての声明が IEP に組み入れられる必要があります。ARD 委員会の決定に賛成しない場合、合意できないという声明を作成する機会が提供される必要があります。これより短い期間に同意できない場合、学校は IEP 実施の少なくとも 5 学校日前に、該当する保護者に対して書面で通知しなければなりません。

また、ARD 委員会は、IEP のすべての必要な要素について合意に達することができない以外の理由から休会を選択することができます。

IEP の写し

学校は、子供の IEP の写しを無償で提供する必要があります。19 TAC §89.1055 (r) に基づいて、保護者が英語を話せず、母国語がスペイン語の場合、学校は子供の IEP の書面の写しまたはオーディオ録音したものをスペイン語に翻訳して提供すべきとします。保護者が英語を話せず、母国語がスペイン語以外の場合、学校は子供の IEP の書面の写しまたはオーディオ録音したものを保護者の母国語に翻訳して提供しよう誠意を持って努力すべきとします。保護者が英語を話せず、母国語が書き言葉でない場合、学校は、子供の IEP が保護者の母国語に口頭またはその他の手段で翻訳されるよう徹底すべく措置を講じる必要があります。書面による翻訳とは、子供の IEP 内の文章のすべてが書面形式で記されているということです。学校は、子供の IEP のすべてのコンテンツが口語に翻訳および録音されている限り、会議の通訳者や翻訳という形で補助を受けている場合、ARD 委員会会議のオーディオ録音したものを提供することができます。

学校は、保護者が ARD 委員会の会議の進行を理解できるようにするために、必要なあらゆる合理的な措置を講じなければなりません。これには、聴覚障害のある保護者や、英語を母語としない保護者のために通訳を手配することが含まれます。

IEP の審査

ARD 委員会は、年に1回以上、会議を開いて子供の IEP を審査し、年間目標が達成されているかどうか判定する必要があります。ARD 委員会は、年に1回以上の頻度で会議を開き、適宜、以下に対応するために、子供の IEP を修正することができます。

- 年間目標ならびに一般カリキュラムにおける期待されている進展が見られない
- 再評価の結果
- 保護者への、または保護者による子供に関する情報提供
- 子供の予測されるニーズ
- その他の事項

子供に関する教育上の懸念の協議を目的に、ARD 委員会会議を求めることができます。学校は、会議を開く要請に応えるか、または、5通学日以内に、会議招集を却下する理由を説明する書面による通知書を提供するかのいずれかを行うべきとします。英語を話すことができない場合、学校は、明らかに実行不可能でない限り、保護者の母国語による通知を発する必要があります。母国語が書き言葉でない場合、学校は、理解することができるよう、通知が口頭またはその他の手段に翻訳されているように徹底するための措置を講じることとします。

保護者と学校は、ARD 委員会会議を開くことなく、IEP の変更を行うことに合意することができます。ただし、適格性判定の変更、配置変更、症状の判定（manifestation determinations）は、ARD 委員会会議にて行われる必要があります。IEP が ARD 委員会会議の場以外で変更される場合、合意された変更を明示する文書が必要です。学校は、要請があれば、変更実施後の修正版の IEP の写しを提供する必要があります。加えて、学校は、子供の ARD 委員会にこれらの変更について通知する必要があります。

再評価

子供が特別教育および関連サービスを受け始めるようになれば、定期的な再評価が必要です。学校は合理的な努力を講じ、再評価にあたっての保護者の同意を得る必要があります。合理的な努力がなされたにもかかわらず、保護者が対応しない場合、学校は、保護者による承諾なしに、再評価を行うことができます。子供の再評価にあたっての承諾を拒否する場合、学校は、適正手続による聴聞の申請を行って保護者による再評価の不承諾を覆すことができますが、これは義務ではありません。学校は、再評価に対する保護者の不承諾を無効にしない場合、Child Find（子供の発見）義務または子供を評価する義務に違反しません。

再評価は初期評価に似ています。再評価は、子供が引き続き障害を持ち、教育的ニーズを決定するのに十分包括的であることが必要です。保護者と学校が別段の合意をしない限り、子供のニーズについての再評価は3年に1回以上の頻度で行われる必要があります。保護者と学校が合意しない限り、1年に複数回の再評価を行うことはできません。

既存の評価データの見直し（REED）は、適切であれば初回評価の一環として実施されなければなりません。また、IDEA に基づく子供の再評価の際には、必ず REED を実施する必要があります。学校には、既存の評価データを審査するにあたって保護者から承諾を得ることは求められません。REED は、初回評価の場合は多職種チームが、再評価の場合は保護者を含む ARD 委員会が実施する必要があります。ただし、必ずしも会議の場で実施する必要はありません。委員たちは、提供される情報を含む子供についての既存の評価データの審査を行い、評価または再評価の範囲を判断する必要があります。

子供がすでに特別教育および関連サービスを受けている場合、ARD 委員会は、子供の特別教育ならびに関連サービスに対する追補や変更が必要かどうかを判断するために、該当する場合、どんな追加評価が必要かを判断します。

ARD 委員会が、子供が継続して特別教育および関連サービスを必要とするかどうかを判断するのに追加の評価が不要であると判断する場合、決定の理由を説明する必要があります。既存の評価データが十分であると ARD 委員会が判断した理由が説明されたら、保護者から要請がない限り、学校は、必要な再評価を完了

するために新規の評価を実施する必要はありません。

独立教育評価 (Independent Educational Evaluation : IEE)

学校による評価または再評価に同意できない場合、学校の経費負担で、IEE を申請することができます。学校は、どこでIEE を取得できるかに関する情報を提供し、IEE 取得のための学校の基準のコピーを提供する必要があります。IEE は学校の基準を満たす必要があります。IEE を申請する場合、学校はIEE の支払を行うか、または係る評価が適切であることを示すために、遅延なく、適正手続による聴聞会を要請するかのいずれかを行う必要があります。学校が評価を行う都度ごとに、公費にて1回のみIEE を申請することができます。学校が聴聞を申請し、聴聞官が学校の評価は適切であると判定する場合でも、保護者には IEE を申請する権利はありますが、ただし、学校は経費を負担しないこととします。学校の基準を満たす IEE から取得した情報は、学校が IEE の支払を行うかどうかに関係なく、FAPE の提供について、ARD 委員会にて検討される必要があります。

サービスの承諾の取消

特別教育および関連サービスの初期提供を承諾する権限同様、サービスの承諾の取消を行う権限があります。承諾の取消は書面で行う必要があります。学校は、保護者からの書面による取消を受けた後は、保護者の決定を尊重する必要があります。ただし、学校は、サービスを中断する前に、サービス中断の旨を事前に書面で通知する必要があります。学校は、サービスを中断すべきですが、子供の教育記録を修正して過去の特別教育および関連サービスへの参照や照会を削除する必要はありません。

保護者が特別支援教育および関連サービスの継続的な提供に対する同意を撤回した場合、子供は IDEA によるいかなる保護も受けることができなくなります。さらに、サービスについての承諾を取り消す場合、学校は、保護者の決定を覆す、または不服を申し立てるために仲裁あるいは適正手続による聴聞の申請を要求しない場合があります。

卒業

テキサス州における公教育制度の目的の1つは、全生徒が高等学校修了証の交付を受けるまで、在学し続けることです。生徒は、正規の高等学校修了証の交付を受けて卒業するには、一定の基準を満たす必要があります。特別教育および関連サービスを受けている子供については、学校は、生徒の卒業準備または特別教育および関連サービスの終了にあたって、当該生徒が年齢適格性要件を満たさなくなることから、一定の手順を順守する必要があります。加えて、ARD 委員会は、卒業に関連する一部の決定において重要な役割を果たします。

IDEA の下では、特別支援教育および関連サービスは、対象となる子供または成人学生に対して、高校を卒業するか、州法に基づく無償適切公教育 (FAPE) の年齢要件を超えるまで提供されなければなりません。テキサス州では、この年齢要件は21歳まで、または学生の22歳の誕生日までとなります。学校年の9月1日の時点で21歳である特別教育および関連サービスを受ける成人の生徒は、該当の学校年終了まで、または、一般教育において適用となるカリキュラム標準および単位要件を充足して卒業し、高等学校修了証の交付を受けるまでの、いずれか早期到来時までサービスを受けられる資格者です。

子供または成人の生徒の特別教育の適格性が、高等学校修了証の交付を受けて終了する、または特別教育および関連サービスの年齢適格性要件を満たさなくなった場合、学校は、サービス終了の旨を書面により通知する必要があります。さらに、学校は、学業成果および機能パフォーマンスの概要を子供または成人の生徒

に提供すべきとします。これには、子供または成人の生徒が高等教育の目標を達成するのを支援する方法に関する推奨事項が含まれます。

特別支援教育および関連サービスを受けている子供または成人学生は、一般教育の学生に適用される同じカリキュラム基準および単位要件を満たし、必要な州のアセスメント（State Assessments）を通過することで卒業し、高校の卒業証書を授与されることができます（これには、学生が必要な州のアセスメントのうち最大2つまでの試験で満足のいく成績を達成できなかった場合も含まれる可能性があります）。

高校の卒業証書の授与のため特別教育および関連サービスの適格者であるすべての卒業生には、学業成果および機能パフォーマンスの概要が提供される必要があります。この概要では、該当する場合、高等教育目標の達成にあたって生徒をどのように補助するかについての保護者や生徒の見解、ならびに成人サービス機関（adult service agencies）からの書面による提言が検討される必要があります。一部生徒については、概要に生徒の評価を含める必要があります。

19 TAC 89.1070 (b) (2) または (b) (3) (A)、(B)、(C) に基づく卒業要件を満たしており、22歳未満である子供または成人の生徒は、依然として IDEA に基づく無償適切公教育（FAPE）を受ける権利を有します。卒業した22歳未満の子供または成人の生徒は、一部状況下では学校にとどまり、22歳を迎える学校年末までサービスを受けられます。子供が卒業要件を満たし、卒業証書を授与された後に復学を希望する場合、ARD 委員会が必要な教育サービスを決定しなければなりません。

懲戒

障害を持つ子供に対しては、障害のない生徒とは異なる特別な懲戒に関する規則が適用されます。一般として、障害を持つ子供を、不祥事や違反行為が子供の障害に関係する場合、連続10通学日を超えて現在の教育的配置から除外することはできません。加えて、障害を持つ生徒に関係して生じる一定の懲罰対象の状況に伴い、ARD 委員会会議を招集する必要があります。

短期的な除外

学校関係者は、子供が生徒行動規範に違反する場合、現在の配置から除外することができます。懲戒処分が障害のない子供に適用される範囲において連続して10通学日を超えない場合、ならびに同学校年において連続して10通学日を超えない付加的な除外の場合、除外が配置変更に相当しない限りは、個々の不祥事や違反行為1回ごとに、この除外は適切な一時的な代替教育環境（interim alternative educational setting : IAES）、別の環境、あるいは停学という形になる可能性があります。これは多くの場合、10日間ルール（10-day rule）と呼ばれます。

連続した10通学日以下の懲戒処分としての除外については、ARD 委員会会議を招集する必要は生じません。除外が配置変更を構成しない限り、学区は、障害のある子供、またはその学年度に現在の配置から10日以内に除外された障害のない子供にはサービスを提供いたしません。

合計10日以上 of 累積的除外

学校職員は、同じ学年度内において、個別の不適切行為に対して追加の短期的な除外を命じることができます。ただし、これらの退去が配置変更該当しない場合に限りです。子供が同一の学校年において累積除外日数で10通学日間除外された後、現在の除外が連続して10通学日を超えず、配置変更に相当しない場合、学校は、学習環境は異なるものの、子供が一般教育カリキュラムに参加を継続できるよう、ならびに、子供のIEPにおいて規定されている目標に向かって進歩を遂げることができるよう、サービスを提供する必要があります。

ります。学校職員は、子供の教師の1人以上と協議して必要なサービスを決定する必要があります。IDEAは、34 CFR §300.530 (d) (5) にて、除外が配置変更である場合、ARD 委員会が適切なサービスを決定することを要求することに留意してください。

配置変更

既存の教育的配置からの障害を持つ子供の除外ですが、係る除外が連続して10通学日を超える、または子供の除外が日常化している場合、**配置変更**となります。除外の日常化とは、以下のとおりです。

- 学校年における除外総日数が10通学日を超える場合
- 子供の行動が、過去の事象における行動と大筋で似ており、除外の繰り返しという結果につながる場合
- 除外の期間、子供が除外される総時間数、除外と別の除外との時間的間隔などの他の要素において検討される場合

学校は、除外の日常化が配置変更に相当するかどうか、ケースバイケースで判断します。適法な聴聞会および司法手続を通じて除外のパターンが発生したかどうか、適正手続による聴聞または司法手続を通じ、学校の決定に異議を申し立てることができます。

学校が、配置変更に繋がる除外を提案する場合、学校職員は、係る決定を保護者に通知し、**手続的保護措置に関する通知書 (Notice of Procedural Safeguards)** ([Link: fw.escapps.net](http://fw.escapps.net)) の写しを提供する必要があります。これは、子供の配置変更に対する決定が下される日に行われるべきとします。加えて、学校は、ARD 委員会会議を開いて症状の判定を実施する必要があります。症状の判定会議は、子供の配置変更の決定がなされた日から10学校日以内に行われなければなりません。

症状の判定

症状の判定時、ARD 委員会は、IEP、教師による観察事項、および保護者から提供された関連情報を含めた子供のファイルに記述されている全ての関連情報を検証して以下を判定する必要があります。

- 問題の行動 が子供の障害が原因で起こったか、または子供の障害と直接かつ実質的な関係がある場合
- 問題の行動が学校による IEP 実施不履行の直接結果である場合

ARD 委員会は、こうした条件のいずれかが満たされていれば、その行動は子供の障害の症状であると判断します。ARD 委員会は、いずれの条件も満たされない場合、行動は子供の障害の症状ではないと判断します。

行動が症状の場合

行動が子供の障害の症状である場合、ARD 委員会は次のいずれかを行う必要があります。

- 配置変更につながる行動が発生する前に学校が機能的行動アセスメント (FBA) を実施していない限り、FBA を実施し BIP を実行する
- BIPがすでに策定されている場合、BIP の審査、ならびに行動の改善に必要な変更や修正を実施する

加えて、ARD 委員会は、以下に該当しない限り、子供を除外される前の配置に戻す必要があります。

- 保護者と学校が、子供の BIP の変更の一環として配置変更に合意している
- 子供による生徒行動規範の違反に、以下に明示される特殊環境の1つが伴う

ARD 委員会が、子供の行動は学校による IEP 実施の不履行が直接結果であると結論付ける場合、学校は緊

急に措置を講じ、係る問題を是正する必要があります。

行動が症状に起因しない場合

行動が子供の障害の症状に起因しない場合、学校関係者は、他の子供同様、子供を懲戒することができますが、ただし、適切な教育サービスは継続されるべきとします。子供が配置される IAES は、子供の ARD 委員会により決定されます。

特殊環境

学校関係者は、子供が以下に該当する場合、行動が障害の症状かどうかによらず、最長45通学日にわたって子供を IAES に除外することができます。

- 学校、学校の敷地または学校の催しの場において武器を携行あるいは保持する
- 学校、学校の敷地または学校の催しの場において違法薬物を故意に所持あるいは使用する、もしくは規制薬物を販売する、または販売を唆す
- 学校、学校の敷地または学校の催しの場において他人に深刻なケガを与えた

ARD 委員会は、子供が配置される IAES を決定します。

特別教育および関連サービス適格性が未決定の子供を対象とする保護

子供が、特別教育および関連サービスの適格について未決定であるものの、生徒行動規範に違反する行動に関与している場合、そうした行動が生じる前の時点で子供に障害があったことを学校が認識している場合、子供は、IDEA における手続上の保護を求めることができます。このトピックに関する追加情報は、*手続的保護措置に関する通知書 (Notice of Procedural Safeguards)* [（Link: fw.escapps.net）](http://fw.escapps.net) に記載されています。

即決適正手続による聴聞

IAES における配置または症状の判定に関する決定に賛成できない場合、即決適正手続による聴聞を申請することができます。さらに、学校もまた、子供の行動が障害の症状であるとする ARD 委員会の決定を受け、子供の学校復帰に異議を申し立てる場合、即決適正手続による聴聞を求めることができます。

紛争解決

障害を持つ子供についての特定、評価、教育的配置、FAPE の提供との関連で、その都度、紛争が生じると考えられます。不和が生じた場合は、学校関係者と連携して解消に努めることが推奨されます。保護者を対象に用意されている紛争解決オプションについて学校に尋ねることがあるかもしれません。TEA は、州の IEP ファシリテーション、調停サービス、特別教育不服解消プロセス、適正手続による聴聞会という特別教育の不和の解消にあたって4つの公式オプションを提供しています。

TEA の紛争解決オプションに関する情報は、*手続的保護措置に関する通知書 (Notice of Procedural Safeguards)* [（Link: fw.escapps.net）](http://fw.escapps.net) に記載されています。追加情報は、TEA のウェブサイトおよび以下の URL でご確認いただけます。 [（Link: bit.ly/3bL6n73）](http://bit.ly/3bL6n73)。

追加の支援

本書に登場する頭字語の定義についての完全一覧は、[（Link: bit.ly/3oIsKNS）](https://bit.ly/3oIsKNS)をご確認ください。

また、本書のコピーは、SPEDTex ウェブサイトでは多言語に対応しています。[（Link: bit.ly/3qorCzg）](https://bit.ly/3qorCzg)。

さらに、学校のカウンセラーまたは特別教育部門に写しを申請することができます。